



山形県公報

平成30年7月10日（火）
第2959号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

- 山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則……………（食品安全衛生課）…681
- 旅館業法施行細則の一部を改正する規則……………（ 同 ）…685
- 医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則……………（地域医療対策課）…686

### 告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（置賜総合支庁地域保健福祉課）…687
- 同……………（ 同 ）…同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（ 同 ）…同
- 同……………（ 同 ）…同
- 歳入の収納の事務の委託……………（長寿社会政策課）…688
- 地方卸売市場における開設の業務に係る営業の譲渡の認可……………（6次産業推進課）…同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米ブランド推進課）…同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………（ 同 ）…691
- 県営土地改良事業計画の決定……………（村山総合支庁農村計画課）…692
- 林業種苗法に基づく生産事業者の登録の失効……………（林業振興課）…同
- 一般国道の供用の開始……………（最上総合支庁建設総務課）…693

### 教育委員会関係

#### 告 示

- 山形県教育委員会7月定例会の招集……………694

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………（建設企画課）…同

## 規 則

山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第56号

山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例（平成30年県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例及び住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）において使用する用語の例による。

（標準的な長期の休業の期間）

第3条 条例第2条第1項第1号ロに規定する標準的な長期の休業の期間として規則で定める期間は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 次号に掲げる学校以外の学校 3月20日から4月7日まで、7月26日から8月20日まで及び12月24日から翌年の1月6日までの各期間

(2) 高等専門学校 2月27日から4月7日まで、8月12日から9月30日まで及び12月24日から翌年の1月7日までの各期間

（制限の解除）

第4条 条例第2条第2項の申請があった場合において、当該申請に係る住宅における住宅宿泊事業が、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、1年以内の期間を限って、同条第1項の規定による制限をしないこととする。

(1) 当該住宅宿泊事業の実施により、当該住宅宿泊事業に係る住宅が所在する制限区域内にある学校又は幼稚園等の教育環境又は保育環境が悪化するおそれがないことが、当該学校又は幼稚園等の設備、当該住宅の立地条件等にかんがみ、明らかであること。

(2) 当該住宅宿泊事業に係る宿泊が、当該住宅宿泊事業に係る住宅が所在する制限区域内にある学校又は幼稚園等が関係するものであって、当該学校又は幼稚園等が提供する教育又は保育に資する活動の一環として実施されるものであること。

（解除の申請）

第5条 条例第2条第2項の申請は、住宅宿泊事業実施制限解除申請書（別記様式第1号）を提出して行うものとする。

（解除の決定）

第6条 条例第2条第2項の規定による制限をしない旨の決定（以下「解除の決定」という。）は、制限解除決定書（別記様式第2号）を交付して行うものとする。

2 知事は、解除の決定をしたときは、その旨を当該解除の決定に係る制限区域に所在する学校及び幼稚園等に通知するものとする。

（解除の決定の取消し等）

第7条 知事は、解除の決定を受けた住宅宿泊事業が当該解除の決定に係る第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったと認めるときは、当該解除の決定を取り消すものとする。

2 住宅宿泊事業法第3条第6項の規定による届出があったときは、当該届出に係る住宅宿泊事業者に対してした解除の決定は、その効力を失う。

3 解除の決定を受けた者は、第1項の規定により解除の決定が取り消され、又は前項の規定により解除の決定がその効力を失ったときは、制限解除決定書を知事に返納しなければならない。

4 第1項又は第2項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

（制限解除決定書の掲示）

第8条 解除の決定を受けた者は、当該解除の決定を受けた期間中、当該解除の決定を受けた住宅の公衆の見やすい場所に、制限解除決定書を掲示しなければならない。

（制限解除決定書の再交付の申請）

第9条 解除の決定を受けた者は、制限解除決定書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、速やかに制限解除決定書再交付申請書（別記様式第3号）を知事に提出して、その再交付を受けなければならない。

2 制限解除決定書を汚損し、又は破損した場合の前項の申請書には、その制限解除決定書を添付しなければならない。

3 解除の決定を受けた者は、第1項の規定により制限解除決定書の再交付を申請した後、亡失した制限解除決定書を発見したときは、速やかに、これを知事に返納しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記

様式第1号

年 月 日

山形県知事 殿

申 請 者 住 所

氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名

(記名押印又は署名)

(電話番号

)

法定代理人（申請者が未成年者である場合）

住 所

氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名

(記名押印又は署名)

(電話番号

)

住宅宿泊事業実施制限解除申請書

下記のとおり住宅宿泊事業の実施の制限の解除を受けたいので、山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例第2条第2項の規定により申請します。

記

|                                        |                                                                                                                                     |
|----------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 届 出 番 号                                |                                                                                                                                     |
| 住宅宿泊事業の実施の制限の解除に係る住宅の所在地               |                                                                                                                                     |
| 制限の解除を希望する期間                           |                                                                                                                                     |
| 住宅の周囲100メートル以内に所在する学校又は幼稚園等の施設の名称及び所在地 | 施設の名称<br>所在地                                                                                                                        |
| 該当する制限解除の要件                            | <input type="checkbox"/> 山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則第4条第1号に該当<br>(内容 )<br><input type="checkbox"/> 山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則第4条第2号に該当 |

- 備考
- 1 届出番号は、住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を既に行っている場合にのみ記載すること。
  - 2 制限の解除を希望する期間は、1年の範囲内で記載すること。
  - 3 該当する制限解除の要件は、該当する□にレ印を記入すること。
  - 4 次に掲げる書類を添付すること。
    - (1) 位置図（住宅及び住宅の周囲100メートル以内に所在する学校又は幼稚園等の施設を図示すること。）
    - (2) その他知事が必要と認める書類

様式第2号

120ミリメートル

|                                            |  |
|--------------------------------------------|--|
| 制限解除決定書                                    |  |
| 決定番号                                       |  |
| 決定年月日                                      |  |
| 制限を解除する期間                                  |  |
| 届出番号                                       |  |
| 住宅の所在地                                     |  |
| 山形県知事 <span style="float: right;">印</span> |  |

170ミリメートル

様式第3号

年 月 日

山形県知事 殿

申 請 者 住 所

氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名

(記名押印又は署名)

(電話番号)

法定代理人（申請者が未成年者である場合）

住 所

氏名又は商号若しくは名称及び代表者の氏名

(記名押印又は署名)

(電話番号)

制限解除決定書再交付申請書

下記のとおり制限解除決定書の再交付を受けたいので、山形県住宅宿泊事業の実施の制限に関する条例施行規則第9条第1項の規定により申請します。

記

|                          |  |
|--------------------------|--|
| 決 定 番 号                  |  |
| 決 定 年 月 日                |  |
| 届 出 番 号                  |  |
| 住宅宿泊事業の実施の制限の解除に係る住宅の所在地 |  |
| 再 交 付 申 請 の 理 由          |  |
| 備 考                      |  |

(注) 申請の理由が、汚損又は破損によるものであるときは、汚損又は破損した制限解除決定書を添付すること。

旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第57号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則（昭和33年8月県規則第45号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を削り、第7条を第5条とする。

第8条第2項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「第7条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とし、第11条を第9条とする。

|             |   |              |      |
|-------------|---|--------------|------|
|             | 「 | 階層式寝台上段下段の間隔 | メートル |
|             |   | 階層式寝台の幅及び長さ  | 幅    |
|             |   | 長さ           | メートル |
|             |   | 階層式寝台        | 台    |
|             |   | 寝具数          | 組    |
| 別記様式第1号の別紙中 | 3 | 照 明          | を    |
|             |   | 客室、応接室及び食堂   | ルクス  |
|             |   | 調理場及び配せん室    | ルクス  |
|             |   | 浴室、洗面所及び便所   | ルクス  |
|             |   | 廊下及び階段       | ルクス  |
|             | 4 | 共同浴室         | 」    |

「 階層式寝台 台  
寝具数 組 に、「5 共同浴室の使用水の種類」を「4 共同浴室の使用水の種類」に、「6 客室浴室の使用水の種類」を「5 客室浴室の使用水の種類」に、  
「7 貯湯槽の有無 有 ( 立方メートル)・無 「6 貯湯槽の有無 有 ( 立方メートル)・無 に、  
8 共同洗面所 」を 7 共同洗面所 」に、  
「9 客室の使用水の種類」を「8 客室の使用水の種類」に、「10 調理場の使用水の種類」を「9 調理場の使用水の種類」に、「11 共同便所の便器数」を「10 共同便所の便器数」に、  
「12 寝具格納室 室 平方メートル  
13 従業員室 室 平方メートル を「11 その他」に改める。  
14 その他 」  
別記様式第4号を削り、別記様式第5号を別記様式第4号とする。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号の別紙の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**山形県規則第58号**

**医療法施行条例施行規則の一部を改正する規則**

医療法施行条例施行規則（平成25年2月県規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（既存病床数及び申請病床数の補正）」を付し、同条第3項を削る。

第4条を次のように改める。

**第4条 削除**

附則第2項の前の見出し、同項及び附則第3項を削り、附則第4項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則第5項中「省令」を「医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）」に改め、同項を附則第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 前項の規定の適用を受ける病院の開設者が省令第53条の2第1項の規定による届出を行った場合における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第6項中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同項を附則第5項とする。

附則第7項中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 前項の規定の適用を受ける診療所の開設者が省令第54条の2第1項の規定による届出を行った場合における前項の規定の適用については、同項中「平成30年3月31日」とあるのは、「平成36年3月31日」とする。

附則第8項を削る。

附則第9項中「附則第5項から前項まで」を「附則第3項、第5項及び第6項」に改め、同項を附則第8項とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 山形県告示第549号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                         | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|-------------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号 | グループホームにじいろ短期入所事業所<br>米沢市城南一丁目7番34号 | 短 期 入 所     | 平成30. 7. 1 |

### 山形県告示第550号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日      |
|------------------------------|------------------------------|-------------|------------|
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号 | グループホームにじいろ<br>米沢市城南一丁目7番34号 | 共 同 生 活 援 助 | 平成30. 7. 1 |

### 山形県告示第551号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                           | 障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------------|---------------------------------------|-------------|-------------|
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号 | グループホームにじいろ空床型短期入所事業<br>米沢市城南一丁目7番34号 | 短 期 入 所     | 平成30. 6. 30 |

### 山形県告示第552号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの<br>種類 | 廃止年月日       |
|----------------------------------|------------------------------|-----------------|-------------|
| 社会福祉法人にじの家<br>米沢市太田町三丁目1番32号     | グループホームにじいろ<br>米沢市城南一丁目7番34号 | 共同生活援助          | 平成30. 6. 30 |

**山形県告示第553号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 委託した収納事務  
介護支援専門員実務研修受講試験問題作成手数料の収納事務
- 受託者の名称及び所在地
  - 名 称 社会福祉法人山形県社会福祉協議会
  - 所在地 山形市小白川町二丁目3番31号
- 委託期間 平成30年5月14日から平成31年3月31日まで

**山形県告示第554号**

山形県卸売市場条例（昭和46年12月県条例第50号）第7条第1項の規定により、地方卸売市場における開設の業務に係る営業の譲渡を次のとおり認可した。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 営業の譲渡の認可に係る地方卸売市場の名称及び位置  
新庄青果物地方卸売市場  
新庄市大字鳥越字向平1403番地
- 譲渡人の名称及び代表者氏名並びに所在地  
株式会社新庄卸売流通センター  
代表取締役 山尾順紀  
新庄市大字鳥越字向平1403番地
- 譲受人の名称及び代表者氏名並びに所在地  
新庄青果株式会社  
代表取締役 齊藤賢一  
新庄市大字鳥越字向平1403番地
- 認可年月日  
平成30年6月20日

**山形県告示第555号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
庄内みどり農業協同組合  
代表理事組合長 阿部 茂昭  
酒田市曙町一丁目1
- 届出の内容



| 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類         |     |            | 変更年月日                                             |
|--------------------------------------|-----|------------|---------------------------------------------------|
| 変更前                                  | 変更後 | 備考         |                                                   |
| 本間 光記<br>酒田市豊里字下西割51-21<br>もみ、玄米、大豆  | 同 左 | 国内産農産物に限る。 | 平成30年6月28日<br>（変更後抹消となるもの及び住所変更に係るものについては同年6月25日） |
| 村上 正義<br>酒田市本楯字通伝4<br>もみ、玄米、大豆       | 同 左 |            |                                                   |
| 杉山 久仁明<br>酒田市鶴田字寺ノ越13<br>もみ、玄米、大豆    |     |            |                                                   |
| 佐々木 浩希<br>酒田市布目字後田117<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |            |                                                   |
| 佐々木 盛二<br>酒田市横代字千代桜83<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |            |                                                   |
| 曾我 維見<br>酒田市広野字三本柳152<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |            |                                                   |
| 遠田 聡<br>酒田市竹田字竹ノ下11<br>もみ、玄米、大豆、そば   | 同 左 |            |                                                   |
| 児玉 康昭<br>酒田市亀ヶ崎四丁目4-8<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |            |                                                   |
| 堀 忠雄<br>飽海郡遊佐町遊佐字上曾根田108<br>もみ、玄米、大豆 | 同 左 |            |                                                   |
| 堀 賢治郎<br>飽海郡遊佐町吉出字和田7-4<br>もみ、玄米、大豆  | 同 左 |            |                                                   |
| 佐藤 俊之<br>飽海郡遊佐町当山字上戸64<br>もみ、玄米、大豆   | 同 左 |            |                                                   |
| 堀 秀徳<br>飽海郡遊佐町白井新田字岩野39<br>もみ、玄米、大豆  |     |            |                                                   |
| 今野 忠勝<br>飽海郡遊佐町吹浦字小野曾141<br>もみ、玄米、大豆 |     |            |                                                   |
| 佐藤 真司<br>飽海郡遊佐町当山字福ノ中67<br>もみ、玄米、大豆  | 同 左 |            |                                                   |
| 横山 嘉彦<br>酒田市小牧88<br>もみ、玄米、大豆         | 同 左 |            |                                                   |

|                                       |     |  |  |
|---------------------------------------|-----|--|--|
| 大沼 武<br>飽海郡遊佐町藤崎字千代ノ藤11-3<br>もみ、玄米、大豆 | 同 左 |  |  |
| 遠藤 学<br>酒田市引地字宅地69<br>もみ、玄米、大豆、そば     | 同 左 |  |  |
| 佐藤 哲也<br>酒田市穂積字下市神161<br>もみ、玄米、大豆     | 同 左 |  |  |
| 斎藤 智<br>酒田市漆曾根字四合田26<br>もみ、玄米、大豆      | 同 左 |  |  |
| 和島 功<br>酒田市大宮町三丁目25-27<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |  |  |
| 佐藤 広一<br>酒田市広野字杓子51<br>もみ、玄米、大豆       | 同 左 |  |  |
| 渡辺 桂<br>酒田市鶴田字寺ノ越34<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |  |  |
| 小野寺 由一<br>酒田市麓字楯山62<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左 |  |  |
| 佐藤 晃喜<br>酒田市勝保関字前41<br>もみ、玄米、大豆       | 同 左 |  |  |
| 澁谷 享治<br>酒田市久保田字村南79<br>もみ、玄米、大豆      | 同 左 |  |  |
| 佐藤 光昭<br>酒田市北沢字仁枚田14<br>もみ、玄米、大豆      | 同 左 |  |  |
| 池田 耕<br>酒田市相沢字沢脇22<br>もみ、玄米、大豆        | 同 左 |  |  |
| 吉仲 信光<br>酒田市保岡字村東36<br>もみ、玄米、大豆       | 同 左 |  |  |
| 田村 賢治<br>酒田市上野曾根字下中割50<br>もみ、玄米、大豆    | 同 左 |  |  |
| 池田 彰<br>飽海郡遊佐町岩川字田中10<br>もみ、玄米、大豆、そば  | 同 左 |  |  |
| 土井 翼<br>酒田市刈屋字東村31<br>もみ、玄米、大豆        | 同 左 |  |  |

|                                            |                                       |  |
|--------------------------------------------|---------------------------------------|--|
| 前田 考裕<br>酒田市生石字矢流川33<br>もみ、玄米、大豆           | 同 左                                   |  |
| 佐々木 功<br>酒田市千代田字宅田33<br>もみ、玄米、大豆           | 同 左                                   |  |
| 佐藤 良輔<br>酒田市広野字福岡57<br>もみ、玄米、大豆            | 同 左                                   |  |
| 長沢 隆洋<br>酒田市宮野浦一丁目14-1<br>もみ、玄米、大豆         | 長沢 隆洋<br>酒田市高見台二丁目6-17<br>もみ、玄米、大豆    |  |
| 成田 幸司<br>東田川郡三川町大字押切新田字刈取<br>5<br>もみ、玄米、大豆 | 同 左                                   |  |
| 小松 祐輔<br>飽海郡遊佐町遊佐字京田21-5<br>もみ、玄米、大豆、そば    | 同 左                                   |  |
|                                            | 佐藤 由紀<br>酒田市若宮町一丁目15-9<br>もみ、玄米、大豆、そば |  |
|                                            | 高橋 英樹<br>飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴40<br>もみ、玄米、大豆、そば |  |
|                                            | 土田 勝則<br>酒田市北平沢字盛沢61<br>もみ、玄米、大豆、そば   |  |

**山形県告示第556号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成30年6月30日  
21
- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
有限会社いずみ農産  
代表取締役 齋藤 渡  
鶴岡市羽黒町大口字木戸口76-1
- 3 農産物検査を行う農産物の種類  
国内産もみ 国内産玄米
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域  
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏 名     | 住 所             | 農産物検査を行う<br>農産物の種類 | 備 考        |
|---------|-----------------|--------------------|------------|
| 齋 藤 一 志 | 鶴岡市羽黒町大口字数古ノ前44 | もみ、玄米              | 国内産農産物に限る。 |
| 齋 藤 渡   | 鶴岡市羽黒町大口字数古ノ前44 | もみ、玄米              |            |

**山形県告示第557号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営松沢地区土地改良事業（農地整備事業（耕作放棄地型））計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称  
県営松沢地区土地改良事業（農地整備事業（耕作放棄地型））計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所  
上山市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成30年7月17日から同年8月14日まで
- 4 その他
  - (1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

**山形県告示第558号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 登録<br>番号 | 生産事業者                  |       | 生産事業の内容 |     |     |    | 事業所    |                     | 失 効<br>年月日     |
|----------|------------------------|-------|---------|-----|-----|----|--------|---------------------|----------------|
|          | 住 所                    | 氏 名   | 種 穂     | 採 取 | 精 選 | 苗木 | 名称     | 所在地                 |                |
| 25       | 西置賜郡<br>小国町大字<br>若山289 | 舟山 勇  | ○       | ○   | ○   | ○  | 舟山苗畑   | 西置賜郡<br>小国町大字<br>若山 | 平成30年<br>4月27日 |
| 169      | 南陽市釜<br>渡戸5002         | 菅野 幸七 | ○       | ○   | ○   | ○  | 菅野幸七苗圃 | 南陽市釜<br>渡戸          | 平成30年<br>5月14日 |

|     |                                   |        |   |   |   |   |        |                            |                |
|-----|-----------------------------------|--------|---|---|---|---|--------|----------------------------|----------------|
| 178 | 米沢市大字 築 沢<br>6273                 | 宍戸 貞男  | ○ | ○ | ○ | ○ | 宍戸苗圃   | 米沢市大字築沢                    | 平成30年<br>5月8日  |
| 214 | 米沢市大字 李 山<br>7888                 | 栗地 辰雄  | ○ | ○ | ○ | ○ | 栗地辰雄   | 米沢市大字 李 山<br>7888          | 平成30年<br>5月11日 |
| 223 | 西置賜郡<br>小国町大字 古 田<br>103-2        | 安達 喜平  | ○ | ○ | ○ | ○ | 安達苗畑   | 西置賜郡<br>小国町大字古田            | 平成30年<br>5月1日  |
| 228 | 西置賜郡<br>白鷹町大字 山 口<br>3453番地<br>の2 | 高石 栄太  | ○ | ○ | ○ | ○ | 高石苗圃   | 西置賜郡<br>白鷹町大字山口            | 平成30年<br>5月1日  |
| 236 | 南陽市釜<br>渡戸5111                    | 相沢 きよ  |   |   | ○ | ○ | 相沢きよ   | 南陽市釜<br>渡戸                 | 平成30年<br>5月1日  |
| 237 | 南陽市釜<br>渡戸5039                    | 鈴木 世智子 |   |   | ○ | ○ | 鈴木苗畑   | 南陽市釜<br>渡戸                 | 平成30年<br>4月27日 |
| 255 | 西置賜郡<br>白鷹町大字横田尻<br>2908-2        | 新野 巳助  |   |   | ○ | ○ | 新野巳助苗畑 | 西置賜郡<br>白鷹町大字横田尻<br>2908-2 | 平成30年<br>5月7日  |
| 260 | 西置賜郡<br>白鷹町大字 山 口<br>687番地        | 伊藤 龍一  |   |   | ○ | ○ | 伊藤苗圃   | 西置賜郡<br>白鷹町大字山口            | 平成30年<br>5月8日  |
| 267 | 南陽市釜<br>渡戸5138<br>番地              | 菅野 静子  |   |   | ○ | ○ | —      | 南陽市釜<br>渡戸5138<br>番地       | 平成30年<br>5月1日  |
| 268 | 西置賜郡<br>白鷹町大字 山 口<br>749番地        | 伊藤 勝一  |   |   | ○ | ○ | —      | 西置賜郡<br>白鷹町大字 山 口<br>749番地 | 平成30年<br>5月22日 |

## 山形県告示第559号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年7月10日から同月24日まで縦覧に供する。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字清水字熊高5783番から  
同 桜峠3088番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年7月10日

## 教育委員会関係

### 告 示

#### 山形県教育委員会告示第14号

山形県教育委員会7月定例会を次のとおり招集した。

平成30年7月10日

山形県教育委員会  
教育長 廣 瀬 渉

- 1 招集の日時 平成30年7月13日（金） 午後1時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題  
(1) 公立高等学校及び県立中学校の入学選抜における採点ミスに係る再発防止・改善策（最終案）について  
(2) 教職員の人事について

## 病院事業局関係

### 規 程

#### 山形県病院事業管理規程第5号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年7月10日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

#### 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項第1号中「3,300円」を「3,550円」に改め、同項第2号中「2,900円」を「3,100円」に改め、同項第3号中「2,000円」を「2,150円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、改正後の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の規定に基づいて支給された夜間看護業務手当は、改正後の規程の規定による夜間看護業務手当の内払とみなす。

## 公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年7月10日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県建設事業情報総合管理システム一部改修業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2673
- 3 落札者を決定した日 平成30年5月30日
- 4 落札者の名称及び所在地

テクノ・マインド株式会社山形支社 山形市本町一丁目4番27号

5 落札金額 59,886,000円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

平成30年4月17日

平成30年7月10日印刷 発行所 山 形 県 庁  
平成30年7月10日発行 発行人 山 形 県